

今村雅弘復興大臣による区域外避難者の避難を自己責任 とする趣旨の発言に対して抗議しその撤回を求める会長声明

- 1 各種報道によれば、2017年4月4日、今村雅弘復興大臣（以下、「今村復興大臣」という）は、福島第一原発事故による避難指示区域外からの避難者（以下、「区域外避難者」という）に対する応急仮設住宅の無償供与打ち切りに関する質疑応答の際、区域外避難者について、「国がどうだこうだと言うよりも、基本的には本人が判断することだ」、「それは本人の責任でしょう。本人の判断でしょう。」（自己責任かという質問に対して）「それは基本はそうだと思いますよ。」「裁判だ何だでもそここのところはやればいじゃない。」などと発言した。
- 2 しかしながら、このような発言は、原発事故により避難を余儀なくされた区域外避難者の今なお続く被害の実情を理解していない発言として、復興大臣としての資質を疑わざるをえない。

本年3月17日の前橋地方裁判所判決は、福島県から群馬県に避難した原告などが国と東京電力を被告に提起した損害賠償請求訴訟において、国に東京電力と同等の賠償責任を認め、原告となった多数の区域外避難者について、放射線被ばくにより抱く不安等により避難することが合理的であったこと、その後の避難を継続していることも合理的であることを認めた。このことは、区域外避難者の避難は、今村復興大臣のいういわゆる「自己責任」などではないことを明らかにしているものであり、むしろ、その避難は、国に法的責任があることを認めているものである。

- 3 福島県によると2017年1月27日現在での福島県内外の区域外避難者は、1万2363世帯に及び、同年1月末日での千葉県内における区域外避難者は、234世帯で、千葉県によれば、うち166世帯が引き続き県内での生活の継続を希望している。

区域外避難者に対する災害救助法に基づく住宅の無償供与は本年3月末をもって打ち切られたが、今なお区域外避難者は避難元に帰ることができず、苦しいままの避難生活を送っている。それにもかかわらず、国が区域外避難者への応急仮設住宅の無償供与を打ち切るなど原発事故の被害者をあたかも切り捨てるような政策を進めることは、重大な人権侵害であり、到底許されない。今村復興大臣の今回の発言は、このような現在の国の原発事故被害者に対する姿勢と軌を一にするものであり強い非難に値する。

- 4 そもそも原発事故の被害の回復や復興政策等を担う復興大臣としての立場で区

域外避難の在り方について発言をするのであれば、具体的な区域外避難者の避難の実態やその心情を直接に当事者から聴取し、または、そのような聴取された内容を直接に確認し、真摯に受け止めた上で避難者の立場に立った発言を行うべきであって、そのような機会も設けることなく、いわゆる「自己責任」などと発言したとすれば、その発言は復興大臣という立場からみてあまりに無責任で避難による被害を軽視する態度といわざるをえない。

なお、報道によれば、今村復興大臣は、前記の記者会見の翌々日である4月6日の衆議院復興特別委員会において、前記発言について謝罪し、「自己責任というのは、言葉の使い方が良くなかったと思っている。自己判断でやられるということなんじゃないでしょうか」などと発言し、前記発言を事実上撤回したかのようには伝えられている。しかし、区域外避難者は、そもそも自己の自由な判断で避難したのではなく、前記のとおり原発事故に起因する種々の事情から避難とその継続を余儀なくされているのであり、今村復興大臣の発言は、いまだ区域外避難者の被害を正確に理解しておらず、発言の撤回と受け取ることもできない。

5 当会は、福島第一原発事故に関して、人権の擁護と社会正義の実現の観点から、住民の被害の救済を重要な課題として捉え、数次にわたって被害者救済制度等の説明会を開催するとともに、個別的な相談にも応じてきた。そして、2016年12月12日には、いわゆる区域外避難者への住宅無償供与の打ち切りに反対し、原発事故避難者の恒久的な住宅支援策を講じることを求める会長声明を発したところである。そのような当会の立場からみても、今村復興大臣の今回の発言は到底看過することが出来ない。

6 以上のとおり、当会は、今回の今村復興大臣の発言に対して、厳重に抗議するとともに、直ちに前記発言を撤回するよう求める。そして、前橋地方裁判所判決で認められた国の法的責任を真摯に受け止め、区域外避難者に対する応急仮設住宅の無償提供の打ち切り撤回と生活再建に適った賠償を直ちに実施することを求める。

2017（平成29）年4月14日

千葉県弁護士会

会長 及 川 智 志